

耐震改修補助金を申請する方へ

耐震改修補助金は、国からの交付金を充てていますので、申請する場合は、確実に執行していただく必要があります。(キャンセル等で不用を出してしまうと、不用分は国へ返還することとなりますが、次年度の交付金が減らされるため、補助金の枠が減ることとなり、次年度に耐震改修を希望する方が補助金を受けられなくなる可能性があります。)

そのため、耐震改修補助金を申請する場合は、以下の事項に留意し、裏面の「耐震改修施工業者報告等」にご記入の上、申請書と併せて提出してください。

- ◆耐震診断・耐震補強計画まで完了していること
- ◆申請時点で施工業者が決まっており、工事時期や工事内容、金額などある程度話がまとまり、確実に実施できる見通しが立ってから申請すること(申請時点で施工業者名を報告していただきます。施工業者が決まっていない場合は、受付できません)

